

旅館・ホテル営業

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 一客室の床面積 | ・ 7 m ² 以上（寝台を置く客室にあつては 9 m ² 以上） |
| 玄関帳場 | ・ 宿泊しようとする者との面接に適するもの、その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの |
| 換気、採光、照明、排水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気、採光 適当な設備を有すること ・ 照明 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、または補修すること 照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと ・ 排水 敷地に、雨水・汚水を排出、または処理するための適当な下水管、下水溝その他の設備を有すること |
| 洗面設備 | ・ 宿泊客の需要を満たすことのできる適当な規模を有すること |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所は、井戸および調理場から適当な距離を有していること ・ 汲取便所については、不浸透質の便器および便所を設け、かつ、汲取口は密閉できる構造とし、防虫および防臭の設備を有すること ・ 宿泊者が利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること ・ 共用のものにあつては、男子用、女子用の区分があること ・ 流水式の手洗器を備えること |
| 天井、床、材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 最下階の床が木造である場合の床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45センチメートル以上とすること （ただし、コンクリート、たたきその他これらに類する材料で地面をおおう等防湿上有効な措置を講じた場合を除く） ・ 外壁の床下部分には適当な数の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備を有すること |
| 客室の定員 | ・ 1 客室の床面積 3.3 m ² につき 1 人 |
| 営業者の遵守事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 客室の入り口には、室名または室番号を表示しておくこと ・ 帳場および各客室の客の見やすい箇所に所定の宿泊料を表示しておくこと ・ 帳場には、宿泊者名簿、営業従業者名簿を備え付けること |
| その他の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模に応じた適当な暖房の設備があること ・ 学校、児童福祉施設、社会教育施設等がおおむね 100m 以内にある場合は、その施設から見通せない設備とすること |
| 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の入浴設備を有すること ・ 入浴設備として、シャワーのみの設置（浴槽なし）も可とする（厚労省FAQ P146） |

(客室に設けられている浴室であって循環式浴槽を備えていないものを除く)

【 循環式浴槽の場合 】

- ・ろ過器を設置すること（1時間当たりの処理能力は、設置する浴槽の容量以上であること）
- ・ろ過器の構造がろ材の洗浄や交換が容易に行えること
- ・集毛器を設けること
- ・浴槽水の消毒を薬剤を用いて行う場合、消毒用薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること

【 回収槽を設置する場合 】

- ・地下に埋設しないこと
- ・容易に清掃が行える構造であること
- ・回収槽内の湯または水の消毒を行うことができる設備を設けること

【 気泡発生装置を使用する場合 】

- ・気泡発生装置の空気の取入口が土ぼこりの入らない構造であること

【 屋外に浴槽を設ける場合 】

- ・屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造であること

【 共同浴室の場合（上記基準に加え、以下の基準を追加） 】

- ・適当な広さの脱衣場を設けること
- ・適当な数の水栓を設けること
- ・汚水は、屋外の排水設備に排出することができる構造であること
- ・脱衣場には、衣類の保管設備を設けること
- ・洗い場には、汚水の停滞を防ぐため適当な傾斜を設けること
- ・脱衣場または浴室内に飲料水を供給する設備を1カ所以上設けること

【 熱気室を設ける場合 】

- ・床面、内壁および天井は、耐熱性の材料を用いて構築すること
- ・熱気、蒸気等の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接接しない構造とし、入浴者が接するおそれのある箇所に金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること
- ・温度調整設備を設けること
- ・室内を容易に見通すことができる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザー等通報装置を設けること

簡易宿所・下宿営業

| | 簡易宿所営業 | 下宿営業 |
|-------------|---|------|
| 客室数 | ・客室延べ床面積は33㎡以上（宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積以上） | — |
| 一客室の床面積 | ・階層式寝台の上段と下段の間隔は1m以上 | — |
| 換気、採光、照明、排水 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気、採光 適切な設備を有すること ・照明 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、または補修すること 照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと ・排水 敷地に、雨水・汚水を排出、または処理するための適当な下水管、下水溝その他の設備を有すること | |
| 洗面設備 | ・宿泊客の需要を満たすことのできる適当な規模を有すること | |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・適当な数を有すること ・汲取便所については、不浸透質の便器および便所を設け、かつ、汲取口は密閉できる構造とし、防虫および防臭の設備を有すること ・便所は、井戸および調理場から適当な距離を有していること ・宿泊者が利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること ・流水式の手洗器を備えること | |
| 天井、床、材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・最下階の床が木造である場合の床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45センチメートル以上とすること （ただし、コンクリート、たたきその他これらに類する材料で地面をおおう等防湿上有効な措置を講じた場合を除く） ・外壁の床下部分には適当な数の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備を有すること | |
| 客室の定員 | ・1客室の床面積3.3㎡につき1人 | |
| 営業者の遵守事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・客室の入り口には、室名または室番号を表示しておくこと ・帳場および各客室の客の見やすい箇所に所定の宿泊料を表示しておくこと ・帳場には、宿泊者名簿、営業従業者名簿を備え付けること | |

| | |
|----|--|
| 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ・近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の入浴設備を有すること ・入浴設備として、シャワーのみの設置（浴槽なし）も可とする（厚労省FAQ P146） |
| | <p>（客室に設けられている浴室であって循環式浴槽を備えていないものを除く）</p> <p>【 循環式浴槽の場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器を設置すること（1時間当たりの処理能力は、設置する浴槽の容量以上であること） ・ろ過器の構造がろ材の洗浄や交換が容易に行えること ・集毛器を設けること ・浴槽水の消毒を薬剤を用いて行う場合、消毒用薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること <p>【 回収槽を設置する場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋設しないこと ・容易に清掃が行える構造であること ・回収槽内の湯または水の消毒を行うことができる設備を設けること <p>【 気泡発生装置を使用する場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気泡発生装置の空気の入入口が土ぼこりの入らない構造であること <p>【 屋外に浴槽を設ける場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造であること <p>【 共同浴室の場合（上記基準に加え、以下の基準を追加） 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適当な広さの脱衣場を設けること ・適当な数の水栓を設けること ・汚水は、屋外の排水設備に排出することができる構造であること ・脱衣場には、衣類の保管設備を設けること ・洗い場には、汚水の停滞を防ぐため適当な傾斜を設けること ・脱衣場または浴室内に飲料水を供給する設備を1カ所以上設けること <p>【 熱気室を設ける場合 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面、内壁および天井は、耐熱性の材料を用いて構築すること ・熱気、蒸気等の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接接しない構造とし、入浴者が接するおそれのある箇所金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること ・温度調整設備を設けること ・室内を容易に見通すことができる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザー等通報装置を設けること |

・ 構造設備の基準の特例（条例第3条）

条例第2条に定める施設の構造設備の一般的基準の規定は、旅館業法施行規則第5条第1項に規定する施設については、季節的状况、地理的状况等によって当該基準による必要がない場合または当該基準によることができない場合であつて、かつ、知事が公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、当該基準によらないことができる。

（詳細は「第5章 特例を適応する旅館の取扱い（P33）」を参照）